

医療・福祉・介護分野における人材育成事業に関する包括連携協定書

江田島市、社会福祉法人江田島市社会福祉協議会、広島県立大柿高等学校及び学校法人常翔学園広島国際大学（以下「協定締結団体」という。）は、医療・福祉・介護分野における人材育成事業に関して、次のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、協定締結団体が、緊密な相互連携の下、医療・福祉・介護分野における人材の育成・確保、福祉による地域の活性化及び地域振興を図ることを目的とする。

（協定の内容）

第2条 協定締結団体は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）医療・福祉・介護分野で活躍する人材の育成及び本市への就業の促進に関すること。
- （2）医療・福祉・介護分野を中心とした交流事業及び地域づくりの推進に関すること。
- （3）江田島市民に対する福祉理解の促進に関すること。
- （4）その他相互に連携・協力することが必要と認められること。

（協定期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定締結団体のいずれかから有効期間満了の3か月前までに、解除の申し入れがないときは、1年間更新され、その後も同様とする。

（連携・協力のための協議等）

第4条 協定締結団体は、前条に規定する連携・協力を推進するため、定期的に会議を開催し、具体的な内容やその実施方法、役割分担その他必要となる事項について協議を行い、決定するものとする。

（協定の見直し）

第5条 協定締結団体のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議

し変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたものについては、協定締結団体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年10月2日

広島県江田島市大柿町大原505番地
江田島市

江田島市長 明岳周作

広島県江田島市能美町鹿川2060番地
社会福祉法人江田島市社会福祉協議会

会長 堂野崎平

広島県江田島市大柿町大原1118番地1
広島県立大柿高等学校

校長 松肉浩樹

広島県東広島市黒瀬学園台555番地36
学校法人常翔学園広島国際大学

学長 焼庵益秀